

総務省情報通信法学研究会 AI 分科会 (令和4年度第1回)  
佐藤一郎先生のご発表へのコメント

2022年6月29日

九州大学准教授 成原慧

1. メタバースのアーキテクチャ

- 「メタバースはITシステムである以上、そのシステム構成に依存」
- 「システム構成」とは何か (Cf. レッシグのアーキテクチャ概念)
- 「システム的な制約」→ユーザーの活動に影響→法的問題のあり方も左右
- 「メタバース独自の自然法則」
  - ✓ アバター間の境界線設定→プライバシーの保護
- もっとも、実際のITシステムは、さまざまな要因により制約されており、設計の自由度は広くない。(レッシグのアーキテクチャ論との想定の違い)
- 「メタバースのシステム構成は公表されていない」
  - 類似のシステムや物理的制約からシステム構成を「推測してみる」しかない。
  - 透明性の欠如という問題

2. 仮想世界のプラットフォームとしてのメタバース

- 「外部事業者による仮想世界を実現するメタな仮想空間」としてのメタバース
  - 「消費者に仮想世界を提供するプラットフォーム」
- 仮想世界を創造する神としての外部事業者 (サードパーティ)
  - 独自のルール=法則を設定可能 (恣意的なルール=法則を作るおそれも)
- メタバース上の多数の仮想世界と神々
  - 神々の競争
  - メタユートピア (ノージック)
  - 連邦化 (federated) されたソーシャルネットワークとされるマストドンとの類似性
- メタバース (メタ仮想世界) において神は全能ではなく、仮想世界の創造のあり方は、各種の物理的制約のほか、メタバースの「メタアーキテクチャ」により規制される。
  - さまざまな仮想世界が従う基底ルールを定める「メタ仮想世界」の「メタアーキテクチャ」
  - 世界創造のモデレーション: メタ仮想世界においてどこまで外部事業者 (サードパーティ) による仮想世界の設計の幅を許容するか?
- メタアーキテクチャを設計するメタレベルの神
  - メタレベルの神も全能ではない。
  - 物理的制約: 通信遅延、サーバの多重化の必要性
  - 制度的制約
- メタな仮想世界を構築するメタバースプラットフォーム事業者間のメタな競争 (メタ

レベルの神々の競争)

- 「地上の神」である国家（競争当局、情報通信当局）によるメタレベルの神々の競争の維持・促進

### 3. 仮想世界と現実世界の関係

- 仮想世界による現実世界の相対化の可能性
- メタバースの物理的基盤としての現実世界
  - 仮想世界に対する現実世界の優位性
- コントロールポイントとしての電気通信設備（サーバや通信ケーブル）
  - 電気通信設備や電気通信事業（者）に対して規制権限を有する国家（情報通信当局）の能力と役割
  - もっとも、国境による限界。しかし、メタバースの場合、通信遅延を防ぐために、国内にサーバを設置するインセンティブがあるとすれば、自国の政府が仮想世界を規制することが容易になる可能性も。
  - 表現の自由や通信の秘密の保障による国家の規制権限の制限

### 4. 仮想世界をどこまで真剣に受け止めるべきか？

- 仮想世界の人数制限
  - 社会的影響力の限定、大規模な「集会」の困難性
- ゲームや趣味・娯楽のための空間としての仮想世界
  - 規制の必要性は限られているはず。青少年保護、消費者保護、依存症対策など。
- 現実世界（の機能）を代替ないし補完する仮想世界
  - 現実世界に相当する規制が必要かもしれない。

### 5. メタバースが生み出す新たな法的問題はあるのか？

- ユーザーによるアイテムやアバターの「所有」や売買
  - オンラインゲームやセカンドライフにおけるアイテムや土地の「所有」や売買について検討されてきた問題（民法、消費者契約法、知的財産法など）
- 仮想世界で「働く」ユーザーの労働法による保護
  - シェアリングエコノミーにおけるギグワーカーの保護のあり方について検討されてきた問題（労働法、独占禁止法など）
- メタバースプラットフォームの外部事業者やユーザーに対する支配・優越的地位濫用
  - プラットフォーム一般について検討されてきた競争法上の問題（独占禁止法など）
- メタバースプラットフォームによるユーザーのアカウント停止
  - Twitter など SNS によるアカウント停止の問題（情報法、憲法（表現の自由）、民法（約款規制）など）